

# 事業に役立つ！事務所通信

## 商工中金、完全民営化へ今春にも結論

経済産業省は2022年12月16日に商工中金に関する検討会き、商工中金の完全民営化の是非について23年春にも結論を出すことを決めました。

そこで今回は、商工中金とはどんな金融機関か？民営化によって何がかわるのか？現時点での情報をもとにお伝えします。

### ■商工中金（商工組合中央金庫）とは？

商工中金とは、特別法（株式会社商工組合中央金庫法）に基づく特殊会社であり、日本政府が46.69%出資し、残りを協同組合等が持つ、半官半民の政策金融機関です。

(5) 【大株主の状況】

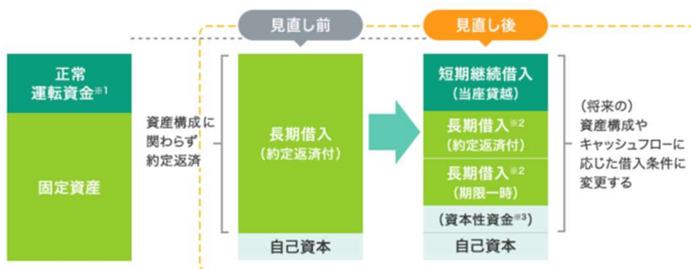
氏名又は名称	住所	2022年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	1,016,000	46.69
全日本火災共済協同組合連合会	東京都中央区日本橋浜町二丁目11番2号	9,300	0.42
中部交通共済協同組合	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目5番21号	8,085	0.37
関東交通共済協同組合	東京都新宿区西新宿七丁目21番20号	6,639	0.30
株式会社珈楽舎	愛知県名古屋市中区瑞穂区上山町三丁目14番地1	6,083	0.28
鹿児島県火災共済協同組合	鹿児島県鹿児島市山町9番1号	5,506	0.25
東銀リース株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	5,300	0.24
東京木材間屋協同組合	東京都江東区新木場一丁目18番8号	5,000	0.23
協同組合小山教育産業グループ	東京都渋谷区神泉町11番1号	4,823	0.22
大阪船場織物卸商団協同組合	大阪府箕面市船場東二丁目5番47号	4,810	0.22
計	-	1,071,546	49.24

(注) 上記のほか当金庫所有の自己株式10,687千株があります。

半官半民の商工中金は、100%政府出資の日本政策金融公庫と比べて民間金融機関に近い性質を持ち、貸付業務だけでなく、預金業務、債券発行、国際為替、手形貸付など幅広くサービスを行っています。

多くの中小企業は、政府系金融機関と言えば日本政策金融公庫の国民事業を利用していますが、年商5億円を超える規模の中小企業は、日本政策金融公庫の中小企業事業と商工中金との取引を始めると、資金調達の幅が広がります。

特に商工中金は資金繰り改善サポートに力を入れています。



例えば、資本性劣後ローンの実施や運転資金として複数の長期融資を借りていて、月の返済額が膨れて厳しい資金繰りとなっている会社に対して、短期継続融資や当座貸越による経常運転資金への対応。設備融資についても期日一括弁済タイプの長期融資で対応するなど、資金繰り改善をサポートしています。こうした取り組みはリスクが伴うため、民間金融機関の腰が重く、政府系金融機関である日本政策金融公庫は手形貸付や当座貸越に対応できませんので、まさに商工中金ならではの

## ■商工中金の民営化への動き

小泉内閣にて商工中金の段階的な民営化が決められ、遅くとも2015年度までに完全民営化することが決まり、2008年に株式会社へ改組しましたが、同時期に勃発したリーマンショックにより、政策金融の必要性が高まり、先送りされました。

ただし、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）」の6条により「商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するもの」とされており、商工中金の完全民営化は既定路線であり、そのタイミングがずっと議論されてきました。

その後、2016年に危機対応融資に関する書類改ざんに関して組織的な不正が発覚する事件が起こり、商工中金の抜本改革を検討してきた2018年当時の有識者会議にて2022年までの4年間で最終的な結論を出す提言がまとめられ、昨年2022年8月の有識者会議にて「新たなビジネスモデルはおおむね確立できた」と評価する検証結果が公表され、ようやく完全民営化が実現可能性を帯びてきたという流れです。

現時点では目立った反対意見は出ていないようなので、2月中にも結論がまとめられるかもしれません。

## ■完全民営化したらどうなるのか？

完全民営化した後の商工中金の姿については、現段階ではまだはっきりしていません。1/24に開催された「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会」の資料を見ますと、引き続き、政策的な金融や危機対応業務といった役割を持たせるイメージのようです。

〔下記、第4回検討会資料から抜粋、要約〕

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/businessmodel\\_syokoutyukin/005/003.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/businessmodel_syokoutyukin/005/003.pdf)

### 〈改革の必要性〉

- 政府保有株は、経営責任の所在を明確化するため、段階的ではなく、1度に売却すべき。
- 政府保有株は売却するが、政府の関与や危機対応業務も残すのであれば、今回の改革に賛成。早く進めてもらいたい。

### 〈株主資格制限〉

- 引き続き制限すること、中小企業関係団体を追加することに賛成。5%超保有の際の認可は検討が必要。
- 中小企業の安心感確保の観点から維持することが適切。また株主団体の性格を変えない範囲で中央会や商工会議所が株主になることに賛成。
- 株主資格制限は引き続き設けることが適切。
- 中小企業に限定していく、関係団体まで広げていくというのは委員の一致した意見。

### 〈政府関与〉

- 組合金融、中小企業金融円滑化の観点から引き続き必要。
- 銀行と同様、一般監督権限や代表取締役の認可は不要ではないか。本当に必要なもののみ政府が関与すべき。

### 〈危機対応業務〉

- 商工中金は実施する、民間も実施してほしいと引続きの実施に賛成。その裏付けとして危機対応準備金についても維持する必要あり。
- 当面必要。他方で、民間ゼロゼロ融資の仕組みもある中、そもそも危機対応業務が必要なのかについては、今すぐではないが別途検証が必要。
- 現時点で必要であるが、民間の参入状況なども勘案して、その責務は適時適切に見直すべき。
- きちんと法律で義務付けは残すが、永続的なものではなく、中長期的には見直しがありえる。

サポートと言えます。

# 事業に役立つ！事務所通信

2023年2月3日発行

第9号

たかしま行政書士事務所発行